

令和7年度第2回一関市下水道事業等経営審議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度第2回一関市下水道事業等経営審議会
- 2 開催日時 令和7年12月18日(木) 午前10時から午前11時30分まで
- 3 開催場所 一関市川崎支所2階多目的室
- 4 出席者
  - (1) 委員 菅原繁雄委員(会長)、石川晃委員(副会長)、鈴木千景委員、佐々木英昭委員、皆川かおり委員、橋本京子委員、山居淳子委員  
※欠席者 菅原悦子委員、三浦正勝委員、伊藤峰雄委員
  - (2) 事務局 伊東吉光上下水道部長、小山力上下水道部次長兼下水道課長、阿部正則上下水道部次長兼東部上下水道課長、小野寺勝也経営総務課長、大沼誠治下水道課長補佐兼普及係長、氏家知幸下水道課長補佐兼下水道工務係長、小野寺重孝東部上下水道課長補佐兼下水道係長、加藤智子経営総務課下水道経営係長、小野寺学経営総務課主査、金野蓮経営総務課主任主事、皆川祐二郎経営総務課主事

5 議題 令和9年度以降の下水道施設整備について

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 2名(うち報道機関2名)

8 会長挨拶

本日は多忙な中、委員の出席について感謝する。

前回会議の際には、活発なご審議をいただいた。今回も引き続きとなるが、この会議は生活に関わる、そして将来の環境に関わる事項の審議である。副会長ともに円滑な進行に努めたいので、ご協力をお願いしたい。

9 審議内容

令和9年度以降の下水道施設整備について

事務局から資料1から3に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 今回、わかりやすく様々なイラスト入りの資料を作成していただき感謝する。

おかげで、理解がどんどん進んだところである。

質疑事項のNo.2の接続しない場合の罰則に関して、解体される予定又は必要な資金調達が困難な場合など相当の理由がある場合ということだが、この資金調達が困難な場合というのは、例えば生活保護を受けている世帯とか、そういった判断基準になるのか。

事務局 生活保護という場合もあるが、各家庭によって何にお金を最初に使わなければならないかという優先順位はあるかと思う。下水道の接続に充てるための費用の捻出がなかなか難しいという方も含まれるということである。

委員 自己申告でということ、それ以上は踏み込まないということか。

事務局 そのとおりである。市では、例えば接続しない方の財産調査までして、あなた

は財政的に工事ができる又はできないというような判断まではしていないところである。

委員 了解した。もう一つ質問したい。下水道整備を行わない地域では、今後、浄化槽の整備を促進するという方針としているが、下水道整備エリア内の早期接続をそれ以外に、例えばモニタリングをして、これくらいの水質汚染が進んでいて、この地域はこういう現状で、なので、あなたたちの地域ではもう少し浄化槽の整備を促進するようにしたらいかかというように設置を促すのか。そういった、整備をしない代わりにモニタリングしていくというような取組というか、早期接続のための取組が具体的に何かあれば教えていただきたい。

事務局 ご質問いただいたような、モニタリングというようなことは現在行っていない。実際に行っているのは、補助制度の周知や、浄化槽の設置率が比較的低い地域にアンケート調査を行い、制度のチラシなどを一緒に配布することで設置を促すというようなこと。また、一関地区になるが、下水道整備が完了し、3年以上経過しても下水道に接続していない方に対し接続をしていただくよう、訪問して接続を促すということは行っている。今お話があったような、環境面に対して浄化槽は有効だということについても、今後はPRしていきたいと考えている。

委員 未来に美しい環境を残すというのが下水道事業の大きな目的だと思うので、そこを促進するために、接続を促す取組も必要ではないだろうか。そういったことを理解していただくために、モニタリングを行うなどして、現状をどんどんお知らせしていくのが、一つの手段かと思うので、ぜひご検討いただきたい。

それから、整備区域内で新しく家を建てる場合には、下水道を整備しなければいけないというルールはあるのか。

事務局 下水道整備エリア内は、新築の場合は建築基準法により下水道への接続が義務となっている。

会長 最後のご質問については意見ということでよろしいか。

委員 そのとおりである。

会長 了解した。

委員 維持管理経費に対する使用料について、収入より支出の方が結構多くなっている。今の時点でも、資料を見る限り見直しをしないといけないと思った。

それを含めて、この審議会で料金の金額まで含めて審議するのかというところがわからないので説明をお願いしたい。

事務局 参考資料でお示ししたとおり、使用料のみでは施設を維持することができていない現状がある。足りない分については、先ほど説明したとおり、市の一般会計からの基準内の繰入れや出資金という形で、下水道会計に資金を繰り入れて何とか収支を保っているという状況である。

使用料については公共料金であるので、今後改めて、市で、このままで大丈夫かという検討を行い、やはり改定が必要だという結論に至った際には、審議会に諮問し審議をお願いしていくことになる。まだ、使用料の改定が必要か、このま

まで大丈夫かといったところの結論は出していないところである。

委員 令和9年度以降の方針についてとてもわかりやすく説明していただき、感謝する。浄化槽の設置促進と水洗化人口割合の増を目指すという取組の中で、私は以前から、浄化槽のグループ設置が普及率を上げることに大きな役割を果たしているのではないかと考えていて、これに関して2点質問がある。

ご近所同士でグループを作って浄化槽を設置したが、1軒が入らなかった場合、後でやっぱりうちも入りたくなったときに、後からでもそのグループに入ることができるものなのか。

もう一つは、この補助金が令和8年度までで終わりという点について、非常に不安があるが、これも延長ということもあるのか。その2点をお聞きしたい。

事務局 ここでいうグループ設置補助金というのは、浄化槽は個人が家庭ごとに設置を行い、それをグループとして、同時期に設置するので補助金を申請する場合の補助である。今お話しがあったように処理施設が1か所にあって、そこに2軒なり3軒が接続するというような共同浄化槽というようなものへの補助は、現在、一関市にはない。このグループ補助はあくまで個人が浄化槽を設置して、その補助申請をグループで行うという場合に該当するというものになる。

それから、グループ補助制度の終了時期については、これはこの補助制度を創設した際に10年間の限定でということが始まったものであり、来年度で一度この補助制度は終了するが、その終了にあたっては、今後継続の必要性について検討を行うことになる。ただ、この補助制度をご利用になる方が現在少なくなっているという状況がある。

委員 浄化槽の設置を促進していくには、やはり地域のみならず近所のみならず始めるのがよいと思っているので、今後の検討をよろしくお願ひしたい。

会長 議長の立場であるが、一点確認したい。

施設の設置に対してのグループということと、各戸のグループの考え方について、もう一つ質問があったように思う。最初5人で補助を受けようとしたが、後から6人になった場合はどうなるのかというような質問ではなかったか。

事務局 例えば、5人でグループを組んだ場合で、後になって私もやればよかったなどという方があった場合というケースについてである。工事が始まる前であれば何とか間に合うが、工事を始めた後に補助金に該当することがわかったので申請したいというケースは認められない。このことから、できるだけみんなで、まずはメンバーを募っていただきたいと思う。

それから、グループは2世帯以上で組んでいただくことになるので、グループに入りそびれた方は、他のどなたかを誘って別なグループを組んでいただければ、補助金をお出しできるという制度となっている。

なお対象エリアは、大字単位までに広げているので、相当広いエリア内でグループを組んでいただけるような条件となっている。

委員 例えば10人槽とか、みんなでグループを作って、その後に入っていない人が

工事はできるのか。その10人槽に入るとか。

事務局 浄化槽グループ設置について、浄化槽は一戸にそれぞれ一つずつというのが基本である。1戸につき浄化槽が1基設置され、それが2基分、3基分、10基分と、大字単位でまとめて設置するというものに対してのグループ設置補助金である。共同設置という、一つの浄化槽に2戸3戸が繋ぐというものではなく、それぞれ1戸当たり1基の浄化槽を設置するということを2戸、3戸というようにグループで大字単位で導入するものに対して補助を行うというものである。

先ほど、委員からお話のあった共同浄化槽の場合、途中で加入するあるいは途中で引越したりして脱退するなどというときには、それぞれの共同設置の中でのお話になるが、例えば途中で抜けたり、一人暮らしで亡くなって誰も請求する人がいないという問題も出ているところもある。原則として、共同設置はしていないというのが、県内でも市でもあまり聞いていないところである。ただそれは絶対にできないわけではなく、補助金については出していないというのが現状である。

会長 もう1つ、2つご意見をお願いしたい。

委員 今のグループ補助に関してだが、浄化槽工事を5世帯で始める場合で、一気に5世帯の工事は不可能だが、最初の1基目のスタート時点でもう1世帯入りしたいという場合は6世帯のグループという考えでいいか。

最後に追加ではなくて、1基目を始めた時点で、5世帯分あるうちの最後の5世帯目が終わるまでの間に何世帯か追加になったという場合はどうか。

それともう一つ。

工事業者1社で施工する、又は工事業者2社で同じグループの工事を10基施工するようなケースも補助金の対象になるか。

事務局 今のご質問であるが、グループを作って申請後、工事が始まった後に追加したいというケースは、対応できない。

委員 先ほどの説明で、最後にも1戸というようなお話しがなかったか。

事務局 別グループを作ってとお話ししたところである。別なグループを作って補助金を申請してほしい、ということである。

委員 グループに入るのではなく、別グループを作って、申請するということか。

事務局 そのとおりである。

事務局 それから、工事の事業者は、1社でなければ駄目だということはない。

委員 たくさんの資料を作成していただき感謝する。

いろいろわからなかったことなども少しずつわかり始めており、一つだけ質問をさせていただく。

今、核家族化が進んでおり、環境問題まで考えられず、自分の家はもう後を継ぐ者がいないから、下水道は整備されたが、やはり工事はしないという家庭の声が耳に入ってきたりしている。その方たちに対し、自分のことだけではなく、今後の環境が良くなっていくというような、効果的なPR方法などを考えていただ

けたらと思うので、ぜひよろしくお願ひしたい。

委員 本日の資料にある確認事項は、もしかして提出したのは私だけかなと思ってしまった。そのうち、水質の部分でわからない部分があったので、もう一回確認したい。この一覧表だが、各河川の水質等の結果測定結果、これは数値の大きい方がいいのか。それとも少ない方がいいか。

事務局 数値の少ない方が、水質が良いということになる。

委員 そうすると、この表で見ると、令和5年で悪くなっているところもある。これは水質のデータを採る場所が、特に花泉だと、金流川の天神橋付近となっているが、花泉の場合は、この天神橋の流域は花泉地域の金沢地域だけである。

そこから下流に流れて行ったときに、さらに水質がどうなっているのかという疑問が出てくると思う。町中を經由して、老松橋よりもっと下流の方が、浄化槽が設置されている箇所もあると思うし、浄化槽の普及は、こういった河川等の水質、環境整備も一つの目的だと捉えている。快適化と環境を考えたときに、やはりそういったところを含めて、見るべきところはちゃんと見ておかないといけないと思う。結果が出てないと言われないようにしていくべきだろうと思う。この水質調査は生活環境課で行っているのか。それであれば、測定の位置を変えてもらおうとか、その辺も検討の課題ではないと思うのでよろしくお願ひしたい。

会長 ただいまの件については、環境整備も検討するというところでよろしいか。

事務局 はい。確認する。

委員 先ほど話されていた観測地点であるが、年度により変えるとか、モニタリングなので、何年かは継続しなければいけないのだろうが、増やすということは大変なのか。自分の住んでいるエリアへの影響が出ているとか、こういう測定結果がわかったら、接続していない方に向けた資料が出せると思うので、あまり費用がかさまないのであれば、測定のポイントを増やしていただけたらと思う。

委員 千厩地域だと、水質の方に力を入れており、ゴミ拾いをしたりしてサケを取り戻すとか、そういうことを地域でやっている。先ほど他の委員が水質に関する質問をする前にこの表を見たとき、少ない方がいいと思ったが高い方がよいのか。低い方がよいのか。

水質検査をするときには、かなり細かい検査をされているようだが、これはその総評の数値ということなのか。いろいろな物質が入っていると、かなり細かい数値を計算して、最後の数値ということか。

事務局 この表はいろいろ調査している中の、特にBOD値がこの数値になっているということになる。

委員 私も初めて出席し、皆さんの意見を聞いて勉強になった。

我が家も水洗化をして数年経つが、やはりくみ取り式から水洗になると、くみ取り式には戻れないという感じがしている。これからも水洗化が進むようお願いしたい。

事務局 先ほどのご質問に対する補足をさせていただきたい。

ただ今、スクリーンに映しているのは、本日お示ししている地点以外の調査結果である。図の下の方に興田川という記載があり、桜橋付近、それから中林橋付近、丑石橋付近、小黑滝付近ということでお手元の資料以外にもこういった地点の測定もされている。お手元の資料は代表的な地域ということでお示ししたので、測定する地点としては旧町村にある川、流域ごとに複数の調査ポイントを設けているようであるので、こういった資料についても後ほどお渡しできるよう手配したい。

委員 この資料で、○とか×という表示は、評価なのか。

事務局 そのとおりである。

委員 その×という基準は、先ほどの説明だと県が出しているものか。

事務局 基準を超過しているのが×。1箇所ある。

委員 この件は下水道事業でなく他の部署で取り組むということでよいか。

事務局 そのBOD値が高い理由が何であるかはわからないが、おそらく何か特徴的な原因はあると思われる。他の測定地点に比べて相当高い数値になっているので、汚水処理以外の何か別の要因があるのではないかと思う。

委員 浄化槽の補助金について、①から⑦まで項目があるが、例えば③と⑦とか合算してもよいのか。

事務局 重複は可能である。

既存の住宅に浄化槽を設置する場合は、浄化槽本体、くみ取り槽の撤去、宅内配管の補助が交付される。

さらに、放流管が長ければ、その放流管の補助も受けられる。

委員 そうすると、補助額が工事費の半額くらいになる場合もあると思う。全部足すと、相当の額になるが、これが全額支払われるということなのか。

事務局 例えば、5人槽であれば52万9,000円、汲み取り水槽の撤去は9万円、宅内配管は30万円が限度額になっているので、もしそれぞれ限度額以内で例えば、宅内配管工事が28万だった場合には、28万までの補助ということになる。

委員 もう1回聞くが、補助額で52万9,000円と9万円を足して、さらに30万を足した金額が支払われるということになるか。

事務局 そのとおりである。

委員 了解した。補助金の限度額の考え方はそれぞれだと認識していたので、確認である。

事務局 会長に会議の進行についてお願いがある。次回、第3回の審議会で答申をいただきたいということで冒頭にお話をさせていただいた。諮問事項の令和9年度以降の下水道整備について、現時点での委員の皆さんのお考えをこの場で1人ずつお伺いしていただきたいがいかがか。

会長 了解した。委員のみなさんに活発なご意見をいただき感謝する。進行についての提案があったので、改めて、これからに向けて、より良くするためのご意見をお願いしたい。

事務局 令和9年度以降に下水道整備を行わないという諮問をさせていただいているので、1回目、2回目の審議や本日の資料をご覧いただき、現時点での下水道整備に係る方針に対してのご意見をいただきたいと考えている。

委員 こちらの資料のとおり、進めていただければと思う。よろしくお願ひしたい。

委員 会議後に提出した事項の中に、下水道事業の見直しには賛成だということに記載した。計画の見直しに伴って、後からいろいろ質問されるような項目、質問されたら困るような項目を理解しなくてはいけないと考え、いろいろと質問させていただいた。

委員 和9年度以降公共下水道の整備は行わない、浄化槽の設置整備を促進するという事に賛成するが、促進するに当たって、環境に関わるモニタリング等をしていただければと思うのでよろしくお願ひしたい。

委員 先ほども申し上げたとおり、私も進めていくことに関して賛成である。

委員 これ以上の下水道の拡張は難しいと思う。資料に記載のとおり、年間7億円も削減されるということは市民にとっては非常に大きいことで、この点は市民の理解が十分得られるのではないかと思う。今後、浄化槽の普及や設置促進にシフトするという考えは良いのではないかと思う。

委員 川崎のある地域で、いつになったら下水道が入るのだろうかという質問されたことがあった。もうこないで浄化槽にしてくださいという回答をしておいた。

もう一つ、これとは別件で関係ないのかもしれないが、一関地域には災害時の仮設トイレがあるが、各地域にもあったらいいなと思っている。

事務局 ただいまのお話は、いわゆるマンホールトイレに関するお話かと思う。

現在市内には、大手町の一関図書館と一関水泳プール、それから一関保健センターの3か所に設置がある。

使い方としては、既存の下水道の排水柵の上にテントを立て、仮設のトイレを設置し、直接用を足した後に水を流して、汚物も含めて下水道の管に直接流すという構造になっている。災害時のトイレの必要性については十分理解しているところ。費用面等が課題になっている。全く考えていないわけではないということなので今日はお答えにさせていただきたい。

10 担当課 上下水道部経営総務課